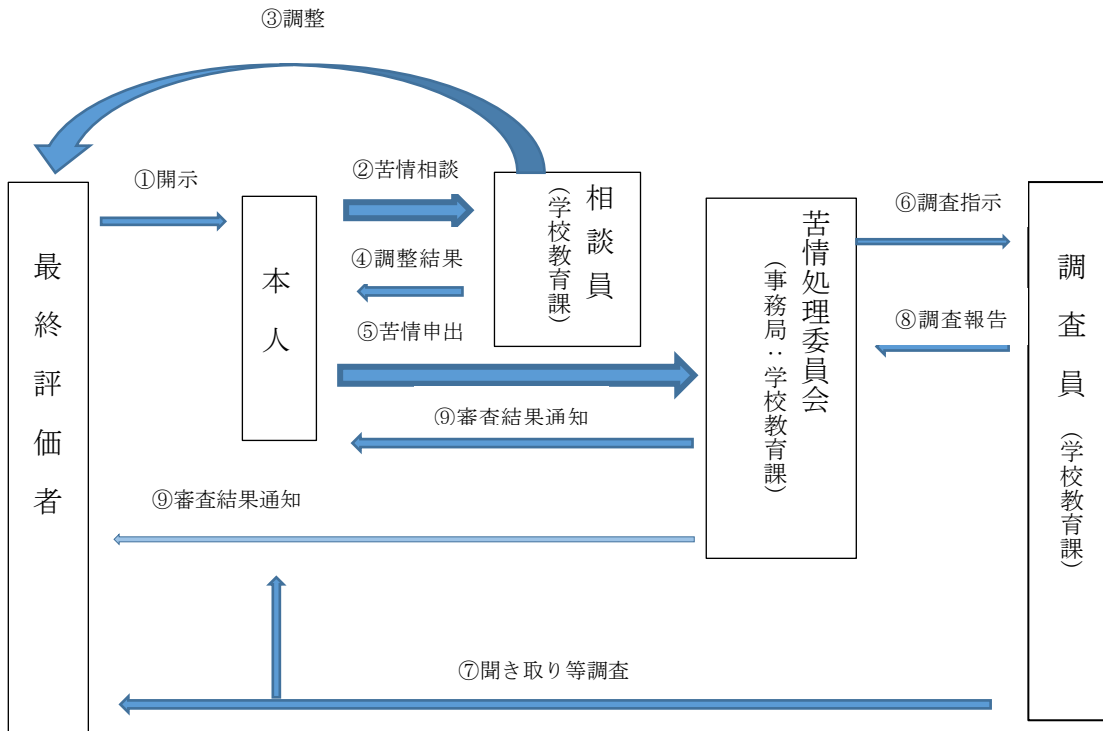


苦情処理手続きの流れ



1. 苦情相談の申し出期間について（上記図の②）

本人の評価結果に対する苦情相談は、評価開示日から8日以内（当該日が国民の祝日に当たる場合はその前日とする。）もしくは当該年度の2月末日までのいずれか早い日。（ただし、2月末日が、土曜日及び日曜日の場合は、直近の金曜日とする。）

例1：評価結果開示日 令和3年2月9日（水）

苦情相談の申し出期間は、2/9～2/16

例2：評価結果開示日 令和3年2月16日（水）

苦情相談の申し出期間は、2/16～2/22（8日目の23日が公休日なのでその前日まで）

例3：評価結果開示日 令和3年2月25日（金）

苦情相談の申し出期間は、2/25～2/28（到来日が早い2月末日まで）

2. 苦情処理委員会への苦情申し出について（上記図の⑤）

上記の苦情相談では解決できなかった事案が対象になるので、必ず苦情相談の申し出期間中に学校教育課の相談員へ相談すること。

苦情処理委員会への申し出期間は、当該年度の3月5日（当該日が土曜日及び日曜日の場合は、直近の金曜日とする。）までに原則本人が学校教育課の担当者に様式1の申立書を持参して提出すること。